平成２１年（フ）第２７３号
北海道苫小牧市船見町１丁目２番11号　石井静枝方
債務者　水正　美和（旧姓石井）
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第２８０号
北海道苫小牧市双葉町２丁目５番９号　双葉ビル７号
債務者　宮本　郁司
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第２８８号
北海道苫小牧市日新町１丁目３番20号
債務者　上部　　忍
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第２９２号
北海道苫小牧市北栄町２丁目27番地の２　コーポＭ．ＮＯ．５―201号
債務者　西村　文彦
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第１４５号
宮城県白石市城南２丁目４番９号
債務者　阿部　　崇
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２１年（フ）第１４６号
宮城県白石市城南２丁目４番９号
債務者　阿部　とき
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２１年（フ）第２３３号
宮城県遠田郡涌谷町字桜町裏127番地１
債務者　遠藤　朋子
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第４２０号
秋田市旭南１丁目13番23号　アーバンハイツ旭南Ⅰ207号
債務者　齊藤　佳子
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４２６号
秋田市楢山南中町６番38号　シャンポールカマタ203
債務者　玄長　智子
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第９１号
山形県酒田市山居町１丁目４番24号
債務者　佐藤　信治
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２１年（フ）第９５号
山形県酒田市若宮町２丁目１番５―26号県営川南アパート５号棟、前住所山形県酒田市若宮町２丁目１番２―16号県営川南アパート２号
債務者　黒坂　恵美
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２１年（フ）第１３１号
茨城県神栖市神栖４丁目11番33号
債務者　笠井　敬悟
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２１年（フ）第１３２号
茨城県神栖市神栖４丁目11番33号
債務者　笠井　由美
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２１年（フ）第４３９号
京都市南区西九条森本町65番地　洛陽交運株式会社内、申立時の住所福井県鯖江市上戸口町第72号32番地
債務者　山田　雄一
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４５９号
福井県鯖江市丸山町２丁目３番30―２号
債務者　山根　陽子
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４６０号
福井県あわら市堀江十楽第５号24番地　政竜閣ハイツ105号、旧住所福井県あわら市西温泉１丁目107番地２　ウェストウィングＡ―６
債務者　西山　榮一
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４６５号
福井県丹生郡越前町米ノ第62号69番地２
債務者　山野　範男
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
福井地方裁判所民事部破産係